（償還計画の認可の申請）

第三十七条　機構は、機構法第三十五条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二　科学技術振興機構債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三　長期借入金及び科学技術振興機構債券の償還の方法及び期限

四　その他必要な事項

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

第三十八条　令第十五条第三項に規定する文部科学省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　令第十五条第一項の期間最後の事業年度（以下この条において「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表

二　期間最後の事業年度の損益計算書

三　期間最後の事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類

四　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

附　則

（成立の際の会計処理の特例）

第二条　機構の成立の際機構法附則第三条第一項及び第二項の規定により機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、第十一条第一項の指定があったものとみなす。

［条を加える。］

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

第十七条　令第九条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中長期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

附　則

（成立の際の会計処理の特例）

第二条　機構の成立の際機構法附則第三条第一項及び第二項の規定により機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

［条を削る。］

（共通事項の経理）

第二条の二　機構は、機構法附則第五条の五の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年二月二十三日）から施行する。

（業務概況書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第三十五条の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務概況書から適用する。

（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「この省令」を「国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第八号）」に、「第九条の四第一項」を「第十四条第一項」に改める。

（国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この省令」を「国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第八号）」に、「第十条及び第十一条の二」を「第十五条及び第十八条」に改める。

○経済産業省令第五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十四条第一項ただし書の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十二日

経済産業大臣　梶山　弘志

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。